

である。

(2) 損害賠償請求について

特別職の職員等の給与に関する条例及び長野県職員退職手当条例の下においては、常勤職員である代表監査委員に退職辞令が発令されれば、所定額の退職手当が支給されることになっており、退職辞令の発令は退職手当の支給の直接の原因をなすべきものであるから、前者が違法であれば後者も当然に違法となるものと解するのが相当である。

そして、長野県職員退職手当条例によれば、罷免された特別職の職員に対しては退職手当を支給しないこととなることから、前代表監査委員を罷免することなく退職辞令を発令したことの適否を判断する。

ア 当時の監査委員及び監査委員事務局長に対する損害賠償請求について

請求人は、知事が辞職願を保留せず退職辞令を発令したのは、当時の監査委員及び監査委員事務局長が知事に対し罷免手続等の法令を適切に助言しなかったからであると主張するが、監査委員の任免権は専ら知事に属する権限であり、監査委員及び監査委員事務局長は、辞令発令に関与することはできない。

したがって、前監査委員東方久男、宮沢敏文及び樽川通子並びに前監査委員事務局長今井則夫に対する請求には理由がない。

イ 知事に対する損害賠償請求について

知事は、罷免事由に該当すると認められる行為の原因、動機、性質、態様、結果、影響等のほか、諸般の事情を考慮し、議会の同意を得て罷免すべきかどうかを決定する裁量権を付与されていると解すべきであり、罷免権者である知事の判断が違法となるのは、かかる裁量権の行使ないし不行使が社会観念上著しく妥当性を欠いて裁量権を付与した目的を逸脱し、これを濫用したと認められるような例外的な場合に限られるというべきである。

前代表監査委員から辞職願が提出された時点では、前代表監査委員は総務委員会において、公用携帯電話を「私的なものには使っていない。」と証言するなど、自身の不適切な行為を否定しており、他に罷免事由に該当する事情がうかがえる状況でもなかったことから、退職を拒む特別の事由はないとし、辞職願を受理し退職辞令を発令したものであり、この段階で罷免手続を行わなかったことが違法又は不当であるとまで認めることは困難といわざるを得ない。

また、法第197条の2第1項の「その他監査委員たるに適しない非行」とは、破廉恥罪を犯したことなど公私の別なくその責任を追及される場合が該当すると解されており、一般職の職員などの懲戒処分には軽重の異なる処分があるのに対し、監査委員の場合には罷免しかなく、刑事事件に関して起訴されたときを除き法律上その他の処分を行うことができないことを考え合わせれば、その後明らかになった前代表監査委員の公用携帯電話の不適正使用の行為が罷免事由に該当するものとまではいえない。

なお、退職の申出があった場合に知事がその取扱いを保留するという事は制度上予定されたものではなく、できる限り速やかに判断すべきものと解されている。

以上のとおり、知事が辞職願を保留して罷免手続をとら

なかったことが違法又は不当な行為であるとは認められず、請求人の主張には理由がないものと判断する。

監査委員事務局

正 誤

平成21年3月30日付け長野県告示第229号「土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定」中

ページ	行(箇所)	誤	正
15	右側19	第229号	第239号

情報公開・私学課

平成21年3月30日付け長野県規則第22号「財務規則の一部を改正する規則」中

ページ	行(箇所)	誤	正
7	左側31	前途	前渡

会 計 課